

## 労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ

災害救助法が適用された市町村に住所地を有する労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村(東京都の区域を除く。)に住所地を有する皆様の定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されることとなりました。

### ○提出期限が平成23年8月31日に延長されました。

提出期間は、平成23年6月1日から平成23年8月31日となります。

同封の定期報告書、記入要領及び封筒には、「提出期間が平成23年6月1日より平成23年6月30日まで」と印字されていますが、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間にご提出ください。

### ○添付書類(診断書、戸籍、住民票等)の提出について

定期報告書の添付書類(診断書、戸籍、住民票等)について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。

なお、定期報告書の添付書類は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものを提出して頂くこととなりますので、ご注意ください。

# 災害救助法適用地域一覽

平成23年3月24日現在

<p>岩手県 (全域)</p>	<p>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町</p>
<p>宮城県 (全域)</p>	<p>仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町</p>
<p>福島県 (全域)</p>	<p>福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村</p>
<p>青森県 (一部)</p>	<p>八戸市、上北郡おいらせ町</p>
<p>茨城県 (一部)</p>	<p>水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町</p>
<p>栃木県 (一部)</p>	<p>宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町</p>
<p>千葉県 (一部)</p>	<p>旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市</p>

※東京都は除く